

これからの文化芸術振興を考える有識者懇談会設置要綱

(目的)

- 第1 「長野県文化芸術振興ビジョン（仮称）」の策定に際して、有識者等から広く意見を聴き、策定に反映させるため、これからの文化芸術振興を考える有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。
- 2 懇談会は、「長野県文化芸術振興ビジョン（仮称）」が策定された場合においては、廃止されるものとする。

(組織)

- 第2 懇談会は、委員10名以内で構成する。
- 2 懇談会の委員は、学識経験者、文化芸術関係者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

- 第3 委員の任期は、委嘱の日から「長野県文化芸術振興ビジョン（仮称）」の策定の日までとする。

(座長)

- 第4 懇談会に座長を置く。
- 2 座長は、委員の中から互選する。
- 3 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5 会議は、知事が招集し、座長が議長を務める。
- 2 座長は、必要あるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会議は、公開とする。

(庶務)

- 第6 懇談会の庶務は、県民文化部文化政策課が行う。

(補則)

- 第7 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。